

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 公共施設等運営権実施契約

公共施設等運営権者は、派遣職員（第二の一に規定する国派遣職員及び第三の一に規定する地方派遣職員をいう。以下同じ。）をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間等をその内容に含む公共施設等運営権実施契約を締結しなければならないものとする。

（第二十二條第一項第四号關係）

第二 国派遣職員に係る特例

一 国派遣職員（国家公務員法第二條に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下同じ。）となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下同じ。）は、同法第八十條第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなすものとする。

二 国家公務員法第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

三 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなすものとする。

四 国派遣職員は、国家公務員退職手当法第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなすものとする。

五 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法第二百二十四条の二（第四項を除く。）の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなすものとする。

六 国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなすものとする。

七 国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律第四条（第五号に係る部分に限る。）及び

第五条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなすものとする事。

（第七十八条関係）

第三 地方派遣職員に係る特例

一 地方派遣職員（地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下同じ。）は、同法第二十九条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職地方公務員等とみなすものとする事。

二 公共施設等運営権者又は国派遣職員（第二の一の退職前に地方公務員等共済組合法第四百二十二条第一項に規定する国の職員であった者に限る。）若しくは地方派遣職員は、同法第四百十条の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなすものとする事。

（第七十九条関係）

第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十六条第六項の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなすものとする事。

(附則第二条関係)

三 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部を改正し、地方公務員法第三十八条の二第二項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする事。

(附則第四条関係)